

令和7年度特定施設入居者生活介護公募に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	既存のサービス付き高齢者向け住宅を、特定施設に転換することを考えている。現状、自立の方向けフロアと介護が必要な方向けのフロアを1つの登録となっているため、第3章1(4)に基づき登録の分離を行う予定である。サービス付き高齢者向け住宅の登録分離が完了する時期は公募締め切り後でも問題ないのか。	事業計画書の提出期限(8/29)後、9月から11月までが審査期間です。この審査が終了するまでに登録分離が完了していない場合には選定外とします。 なお、事業計画書提出時には、登録分離の手続きを行っている経緯がわかる書類を提出してください。
2	既存施設の場合、福祉避難所協定の締結時期は、公募締め切り後でも問題ないのか。	福祉避難所の協定締結予定施設は、特定施設入居者生活介護の指定後に、当該所在区役所と福祉避難所として協定を締結し、その写しを提出してください。
3	医療対応体制等に係る事業条件においては24時間オンコール体制の契約を結ぶことが要件とされていますが、協力医療機関として訪問診療医となっているすべての医療機関がこの要件を満たす必要があるか。それとも、1つの協力医療機関のみが要件を満たしていれば問題ないのか。	協力医療機関が複数ある場合に、そのすべての医療機関と24時間オンコール体制の契約を結ぶことまでは求めていません。 また、24時間を通してオンコール体制が確保されていれば、日中と夜間で分け、異なる医療機関と契約を結ぶことも可能です。
4	住宅型老人ホーム(定員80名)から介護付き有料老人ホーム特定施設入居者生活介護に転換したいと考えている。 災害イエローゾーン以上に注意が必要な場所に在る。 洪水について、 $0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0\text{m}$ 場所に建設されている。 居室は2階～6階に在り、GL(平均地盤)から2階のFL(床)迄が3,250mmである。寝台用エレベータ2基整備していますので、上階への垂直避難も難しくない。 令和5年の12月14日更新の質問及び回答では、審査対象外と回答されておりますが、今回の公募に於いても、審査対象外になるか。	令和6年6月の公募要項で見直しを行い、浸水深1m以上の災害イエローゾーン(洪水、内水、高潮、津波浸水想定区域)に該当する場合は、安全上・避難上の対策が実施されている等の要件を満たすことを条件に審査対象としました。 詳細については、公募要項17頁「(5)災害への対応」を確認してください。